

松川村社協居宅介護支援事業所運営規程

平成 20 年 4 月 1 日 規程第 1 号

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 3 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人松川村社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する松川村社協居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 支援事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に努めなければならない。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の市町村及び居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名：松川村社協居宅介護支援事業所
- (2) 所在地：長野県北安曇郡松川村 5 6 5 0 番地 1 9

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 支援事業に従事する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者：主任介護支援専門員 1 名
介護支援専門員及びその他の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握を行う。
- (2) 介護支援専門員：介護支援専門員 3 名以上
居宅介護支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者及びその家族又は利用希望者と自宅、事業所、相談室等で面接を行い、サービスの内容を明記した文書により説明し、利用者の希望を基にサービスの提供を行う旨の同意を得事業を提供するものとする。また、月に1回以上利用者を訪問し相談・面接を行うものとする。
- (3) 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題分析は、全国社会福祉協議会版、又は日本社会福祉士会方式を使用する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者によるサービス担当者会議を開催し、各担当者から専門的な意見を求めるものとする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者及び利用希望者の課題分析
- (2) 居宅サービス計画作成及び計画の見直し
- (3) 居宅サービス計画の実施状況把握
- (4) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整
- (5) 介護保険施設の紹介
- (6) その他の便宜の提供を行う

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、国が定める介護報酬の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は1km当たり40円で精算した額を交通費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の通常の実施地域は松川村全域及び大町市、池田町の全域とする。ただし、

特別の事由がある場合は、この限りではないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他)

第11条 介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図る研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備し行うものとする。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するため雇用契約の内容に明記するものとする。
- 3 この規程に定める事業のほか、運営に関する必要事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。